

ごあんない

★いろいろな相談に応じています★

●子どもの相談は…

TEL : 073-445-5312

FAX : 073-445-3770

●女性の相談は…

TEL : 073-445-0793

FAX : 073-447-1587

午前9時から午後9時30分

(年末年始は休みです。)

●障害のある人の相談は…

TEL : 073-445-7314

FAX : 073-446-0036

月～金曜日の午前9時から午後5時45分

(土曜・日曜・祝日、年末年始は休みです。)

★児童相談所無料ダイヤル★

●虐待対応ダイヤル 24時間365日

TEL : 189

●子育てや親子関係の悩みの相談 (LINE相談)

スマートフォン等のアプリ「LINE」から、チャット形式の相談ができます。こちらのQRコードからアクセス

月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始を除く) 午前10時から午後8時

※LINEのアプリに「子どものための相談LINE 厚生労働省」の公式アカウントを覚えて登録してご利用ください。

悩んでいませんか？
困っていませんか？



●性暴力被害の相談は…

TEL : 073-444-0099

24時間365日

(ただし、午後10時から翌日午前9時と年末年始は
コールセンターでの対応となります。)

●高次脳機能障害相談専用電話は…

TEL : 073-441-7070

月～金曜日の午前9時から午後5時

(土曜・日曜・祝日、年末年始は休みです。)

●相談専用ダイヤル 24時間365日

TEL : 0120-189-783



案内図

■バス利用の場合

和歌山市駅またはJR和歌山駅から乗車

(海南方面行)のとき…

JR海南駅から乗車

(和歌山市・JR和歌山駅行)のとき…

※いずれも琴の浦バス停で下車

西へ徒歩15分



和歌山県

子ども・女性・障害者 相談センター



〒641-0014 和歌山市毛見 1437-218

TEL.073-445-5311(代)FAX.073-446-0036

メール : e0404021@pref.wakayama.lg.jp

子ども・女性・障害者相談センターとは

子どもの相談

子ども(18歳未満)についてのあらゆる相談に応じます。それぞれの相談に対し、社会面、心理面、行動面などいろいろな角度からスタッフがチームを組んで子どもの問題解決に取り組みます。

身体障害のある人の相談

身体に障害のある人に対し、日常生活や社会生活の向上を図るために、必要な助言、指導、情報提供を行います。

知的障害のある人の相談

知的能力に障害のある人に関する相談に応じ、必要な助言、指導、情報提供を行います。

障害のある人の福利厚生

社会活動に参加されている障害のある人に、福利厚生の場を提供します。

各種事業の企画・調整

子どもの健全育成や、障害のある人の福祉増進を目的とし、専門的知識、経験を研修会や講演会等で広めたり、スポーツ、レクリエーションを通じて社会との交流や、健康促進を図ります。

女性の相談

女性が抱えている様々な問題や悩みについて相談に応じ、その解決のために必要な支援を行います。

女性の性暴力被害の相談

性暴力の被害に関する相談や支援を行います。

高次脳機能障害のある人の相談

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業拠点機関を設置して、相談等を行います。

身体障害者手帳、療育手帳の交付

身体に障害のある人や知的な発達に遅れのある人に対し、申請に基づき審査・判定を行い、手帳を交付します。

こうしています

養護相談

家庭で子どもを育てられないとき、子どもが放任虐待されているとき

非行相談

夜遊び、家で、怠学、万引き、喫煙等の行動が見られるとき

不登校相談

学校へ行きたがらないとき

性格や行動の相談

友達とうまく遊べない、落ち着きがない、乱暴、チック、わがまま等気になるとき

里親相談

里親として子どもを育てたいとき

ことばや発達の相談

発達が遅れている、ことばが遅い等の心配があるとき

福利厚生

社会と交流、教養の向上が図れるよう、体育館や室内プールなどの施設を設けてスポーツや研修の場を提供しています。

障害者スポーツ

スポーツ・レクリエーションを通じ、健康の増進を図るため、各種大会や教室を開催しています。
体育館やプール(6月～9月)の貸出も行っていきます。
※プールは改修中です(令和4年9月現在)

障害児者の相談

身体障害者手帳、療育手帳に関する判定や日常生活に関する相談を必要とするとき

高次脳機能障害の相談

脳に損傷を受け、その後遺症で記憶や行動などに障害が起こり、日常生活に困難を生じている方が、医療・福祉・社会保障に関する相談や就労に向けての相談を必要とするとき

補装具の相談

生活上の不便を補うため、車椅子、補聴器、義肢装具等の補装具費の支給を希望するとき

女性相談

家庭や職場等でのトラブルや人間関係で悩んでいるとき配偶者や恋人等からの暴力、離婚について悩んでいるとき

女性の性暴力被害

性暴力被害を受け、悩んでいるとき

子どもの一時保護

保護者の家出、放任、虐待等で緊急に保護する必要があるときや、行動観察、生活指導を必要とするとき短期的に子どもを預かります。

メンタルクリニック

18歳未満の子どもとその親の心の悩みについて、児童精神科医が診療・治療(保険診療)を行います。

※令和元年6月1日より、診療を休止しております。

